

香川県条例第37号

教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例（昭和40年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>第3条 略</p> <p>2 教育長の受ける通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（次項において「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第14条の5第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、<u>「100分の135」とあるのは「100分の150」とし</u>、同条第6項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、教育委員会が知事と協議して教育委員会規則で定める。</p> <p>3 略</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 教育長の受ける通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（次項において「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第14条の5第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、<u>「100分の150」とあるのは「100分の165」とし</u>、同条第6項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、教育委員会が知事と協議して教育委員会規則で定める。</p> <p>3 略</p>

第2

改正後	改正前
<p>第3条 略</p> <p>2 教育長の受ける通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（次項において「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第14条の5第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「100分の140」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とし、同条第6項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、教育委員会が知事と協議して教育委員会規則で定める。</p> <p>3 略</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 教育長の受ける通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（次項において「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第14条の5第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の145」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の150</u>」とし、同条第6項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、教育委員会が知事と協議して教育委員会規則で定める。</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、平成23年4月1日から施行する。